

学校体育施設利用上の注意事項 団体控え

●学校体育施設の利用にあたっては、学校教育に支障のない範囲で実施を認めています。学校行事等で希望の日時に施設が使用できない場合がありますのであらかじめご承知ください。また、スポーツ利用の他に子どもたちが自由に遊び場として利用できる遊び場利用も実施しています。原則、遊び場利用の時間帯のスポーツ利用はできません。

●学校行事により施設が利用できない日があっても代替の施設の案内は致しません。学校施設の改修工事等により長期間（おおむね3か月を超える期間）施設が利用できない場合は、他の学校施設に空きがある場合のみご紹介いたします（活動日の確保は保証できません）。複数枠で活動し2枠以上活動枠を確保している団体は他校施設の利用はご遠慮ください。（新規の団体から申請があった場合はお譲りください。）

●利用できるのは登録団体のみです。他団体等に利用を譲る行為は禁止です。また、原則として登録名簿に記載してある方以外は利用できません。メンバーが増えた場合などはスポーツ振興課に変更登録してください。

対外試合等、名簿にない方も学校体育会施設を利用する場合は、**前月の利用申請書提出の際、利用目的欄にチーム名や人数を記載して提出**してください。

●利用時間を厳守してください。

午前：9：00～12：00

午後：13：30～16：30

夜間：18：00～21：00（中学校は19：00～21：00）

準備から片付けまでが利用時間に含まれます。必ず**時間までに学校敷地内から退出してください。**令和4年度から始まった拡充型放課後子ども教室事業が順次拡大しており、今後、全小学校で実施されます。そのため、夕方の校庭や体育館は放課後子ども教室で利用します。スポーツ利用は時間を守ってご利用ください。

●学校内の駐車スペースは限られています。原則各校の駐車可能台数の半分を校庭利用団体、半分を体育館利用団体用の台数としますので管理員の指示に従ってください。ただし、各校の駐車可能台数の範囲内であれば、校庭利用団体と体育館利用団体の間で調整していただくことは可能です（学校、スポーツ振興課、管理員は調整のお手伝いは致しません）。調整後は必ず**両団体から管理員に報告**をしてください。報告が1団体からだけの場合は変更が認められない場合があります。なお、各団体の駐車台数を超える数の自動車利用がある場合は近隣のコインパーキング等をご利用ください。また、送迎を含め、周辺道路や近隣の施設などに駐車しないでください。

●学校施設の利用を許可されていない時間は学校に駐車・駐輪はできません。

●校舎や体育館の舞台・放送室等利用施設以外に立ち入らないでください。

学校体育施設利用上の注意事項 団体控え

- 学校施設内では水分補給以外の飲食禁止です。
- 活動中に発生したゴミなどは必ずお持ち帰りください。
- 万が一施設に破損・汚損等の被害を与えた場合は速やかに管理員に連絡してください。対外試合等で他団体の方が施設に被害を与えた場合も、利用団体が責任をもって賠償等の対応すること。
- 活動を続けることができないケガ等があった場合は救急車を呼ぶ等適切に対応するとともに管理員に報告してください。
- 周辺にお住まいの方に配慮し音の発生は必要最低限に抑えてください。
 - ・夜間活動前や活動後に学校周辺での会話等はお控えください
 - ・校庭利用の少年団体の指導者の声に関して、指導上の大声を不快に感じる方からの苦情が複数校で届いています。夜間だけでなく休日の昼間でも音に関する苦情が多いです。周辺にお住まいの方へ十分な配慮をお願いします。
- 「立川市学校体育施設利用規則」第3条の規定により、営利を目的とした団体（営利団体）は学校体育施設を利用できません。登録した団体が営利団体かどうかの判断基準については、会費の金額等で一律に決められるものではありませんが、市では以下のいずれかに当てはまる場合を一つの目安として考えています。
 - ・指導者が団体を運営しており、月謝・会費等を設定して会員を募集し、それを業としている
 - ・実費相当額を超える会費を徴収して継続的に行う教室等営利活動の可能性があると思われる場合、団体の規約や予算・決算書、運営方法についてご確認ください。
- 登録内容や利用状況等の事実関係の確認が必要になった場合、実態調査や必要な書類の提出を求める場合があります。ご協力ください。
- 上記の注意事項を遵守して施設を利用してください。注意事項が守られない場合や不適切な利用があった場合、施設利用の一時停止をする場合や団体登録を取り消す場合があります。